

まとめと今後の方針

今年度は、初年度として、国内外の盲ろう者施策について基本的な事項について現状把握と実態把握を目的に研究を実施した。

この目的のために、テーマとして次の5つをとりあげ、併行して調査・研究を実施した。

1. わが国の盲ろう者関係制度
2. わが国の在宅サービスの実態
3. わが国の施設サービスの実態
4. 事例研究
5. 諸外国の制度の調査

その結果は、詳細については、各章の内容を参照していただくこととして、特記すべき内容は、次のものであった。

1. わが国の盲ろう者関係制度

わが国においては、所得保障は年金各法により、雇用は雇用促進法、福祉は身体障害者福祉法というように、身体障害者に対するサービスは、さまざまな法律によって用意されている。そして、盲ろう者は、視覚障害と聴覚障害の重複障害ととらえられているため、視覚障害者向けのサービスと聴覚障害者向けのサービスの両方を利用することができる。例えば、身体障害者福祉法でいえば、日常生活用具の給付としては、視覚障害者用の盲人用テープレコーダー、タイムスイッチ、電卓等が利用できる。また、聴覚障害者用の聴覚障害者用屋内信号装置、文字放送デコーダ等も利用できる。しかし、このような機器は、全盲全ろう者には活用できない場合が多い。

また、盲ろう独自のサービスは、現状では、公的なサービスとしては、身体障害者福祉法に根拠をもつ日常生活用具として点字ディスプレイの給付等があるが、その数は少数である。また、民間のサービスとしては、全国盲ろう者協会による盲ろう者通訳・介助者派遣事業および通訳用点字タイプライター「ブリスト」の貸与等に限定されている。

2. 盲ろう者のニーズの実態把握

盲ろう者のニーズの実態把握のための「ニーズ調査」を次年度に本格的実施するための予備的調査を行った。関東地方在住の20代前半から60代前半までの5名の男女盲ろう者を対象として、直接面接方式による聞き取り調査を行った。年齢や性別、障害の状況など各被調査者のプロフィールに関するもの、コミュニケーション、移動等についてのニーズに関するものなど、6つのテーマに関して調査した。その結果、家

族と同居していても、必ずしもコミュニケーションが円滑に行われていない事例が注目された。また、外出については、通訳・介助者が確保できない等の事情から、必要に迫られて一人で外出せざるを得ないこともある反面、そこには、多くの制約や危険が伴うことが予想された。通訳・介助者の派遣事業の利用時間数の増大、緊急時の通訳・介助者の即応体制を望む声などがあった。

また、調査形態のあり方について、盲ろう者を対象とした調査の場合、有意な回収率を実現させるためには、それぞれのコミュニケーション方法が使用可能な調査者が直接聞き取り調査を行うことが望ましいこと、調査員は、適切な回答を得るためにそれぞれのコミュニケーション方法に熟達し、かつ、各調査項目の意図を正確に理解した調査員による聞き取りをしなければ、信頼性の高い調査にはならないこと、調査票の形式については、年齢など個人の明白な基礎データを除き、選択肢形式ではなく、様々な日常生活場面を被調査者に想起させつつ、困難さを感じる具体的な事例を調査員が聞き取るという、自由回答形式のほうが、調査の目的に沿っていると考えられること、調査項目については、網羅的にニーズを把握するためには、生活場面を意識した項目を立て、困難の具体例を聞き取れるようにすべきであることなどが考えられた。

3. わが国の施設サービスの実態

わが国の施設サービスの実態について、国内の32施設を対象に電話調査、郵送アンケート調査および事例調査を実施した。その結果、盲ろう重複障害者の施設入所においては、コミュニケーションの問題が大きく、また、援助内容についても多くの手探りの状態であることがわかった。また、盲ろう者のニーズには、専門的リハビリテーションによる介入、および日常生活支援への介入という大きな2つのものがあることが示唆された。具体的には、他の障害と盲ろうとの重複障害の場合、全盲全ろうの場合、早期に障害を受けた場合等は、コミュニケーション手段の獲得・日常生活動作への援助・生活リズムの安定のために、専門的リハビリテーションの方法と体系の確立が望まれている。

また、進行性・慢性の疾患を抱えているものも多く、将来に備えての補足的な意味合いも含めたコミュニケーション手段の獲得も重要であると思われる。何とかコミュニケーションがとれる場合、中高年になってからの盲ろうの場合は、意思の疎通や社会参加に関連する日常生活支援が重要である。

4. 事例研究

施設入所者の場合は、中途障害者で進行性の場合、障害の理解とともに障害的心理的受け容れへの心理的援助が必要であり、また、家族の障害への理解と心理的フォローも必要で、長期的な相談援助体制を確立することが望まれること、また、障害が進行中であったり職場環境の変化に対応できる、多様なコミュニケーション手段の獲得が必要であること、行動上の制約が大きくなり、社会経験が不足しがちになるので社

会経験を積むプログラムが必要である。また、個々の情報交換の場の提供と仲間づくりも併せて考える必要があることが指摘された。

一般的には、幼少時からの早期の発症や後発でも急激な進行の場合、ゴールの設定が一般就職を希望であっても、社会的な受け入れ先の問題もあり福祉就労が現実的な対応となりやすいことが多い。就労の可能性を左右するのは、視覚障害の程度及び進行性の有無、年齢、社会参加への意欲、能力等の本人自身の問題と次に挙げる社会的受け入れの問題である。一般就職につながる職域の開拓と職場の受け入れ環境の整備も重要な条件となる。職場環境としては雇用側の職員の障害者への理解、特に重複障害者への理解がまだ不十分である。また、物理的には会社等において照明の明るさ、角度、種類の改善がなされれば就労しやすくなるという指摘があった。

また、在宅者については、困難事例についての取り組みが報告され、その事例の場合、睡眠のリズム、衣服の着用など基本的生活習慣の確立が必要であり、また、障害がどんなに重くとも、地域社会の一員として地域の中で暮らしたいという切なる願いの実現に、社会はどう応えていくかが大きな課題であった。

5. 諸外国の制度

フランス・スウェーデンの盲ろうサービスにおける盲ろう者のための制度について調査した。その結果、各国とも盲ろう施策について中心的な役割を果たしている組織があり、非常に広範囲なサービスを提供していること、また、各国間の連絡も緊密で、世界盲ろう者連盟を組織し、盲ろうの定義などの統一をはかっていること、しかし、詳細にみれば、各国とも歴史性、独自性のあるサービスを提供していることが明らかになった。

今後の課題としては、ひとつには、今回の調査をもう少し深めていく必要があろう。

在宅実態については、本調査により盲ろう者の希望がうまく引き出せるようにする必要がある。また、施設調査については、施設サポートのあり方、社会適応訓練の方法等、具体的に問題点や解決方法を調査研究する必要がある。外国の調査については、参考にできる制度については、より詳細に調査することが必要である。

さらに、これまで、取り組まれてこなかったものについても、調査研究を実施することも必要である。たとえば、福祉機器の現状と課題、盲ろう者サービスの経済効果、家族支援の方法、心理的アプローチのあり方、健康・医療的なケアの方法、地域サポートの方法、地方自治体の施策などについても、今後、調査・研究を深める必要があると考えられる。

平成 11 年度厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

「盲ろう者に対する障害者施策のあり方に関する研究」報告書

発行者 寺島彰（主任研究者：国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所）
〒359-0042 所沢市並木 4-1

発行 平成 12 年 3 月 31 日